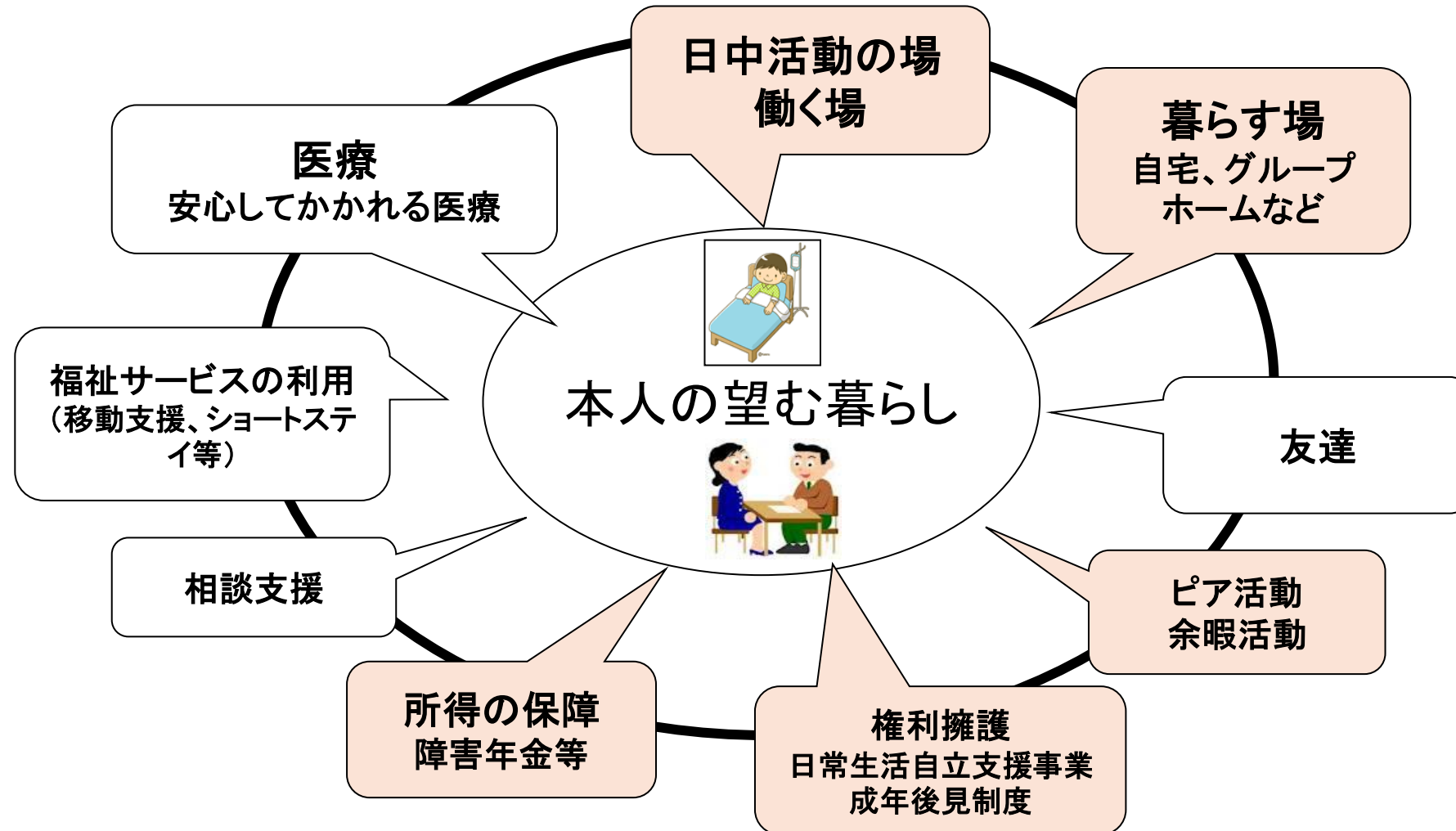


ノゾキミ!卒業後のセカイ 2024 北大津養護学校 2回目

大津市立やまびこ総合支援センター内
知的障害児者地域生活支援センター副所長
大津市基幹相談調整センター 主任相談支援専門員
松岡啓太

地域で暮らすために必要なもの 成人期



生活介護利用の架空事例

- 脳性まひ
- 身体障害者手帳1級、療育手帳A1、重心判定あり
- 障害支援区分6
- 小学部から養護学校に在籍
- 在学中は放課後等デイサービスを週2日と短期入所を月1回1泊2日で利用。また、自宅浴槽での入浴で身体介護によるヘルパーを週2日利用
- 卒業後は生活介護の進路を検討。

17歳～18歳：卒業後に向けた取り組み

- 生活介護事業所3か所での実習
- 進路調整会議を実施。ご家族のご意向もあり、療育活動が充実しているA事業所と入浴支援ができるB事業所と2か所事業所を利用する方向となる。

18歳：養護学校を卒業、 生活介護事業所を2か所利用開始

- 生活介護事業所を利用するにあたって、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成。月水金はA事業所、火木はB事業所を利用することとなる。
- 生活介護を利用するための受給者証発行
- 2か所との生活介護事業所との利用契約
- 生活介護事業所を利用するためのサービス担当者会議を開催
- 生活介護事業所で個別支援計画が作成され、利用開始
- 生活介護の送迎者を利用して通所。

サービス等利用計画

利用者氏名〔 ○山 ○雄 殿〕

ニーズ	支援目標	支援内容	担当事業所	いつ
仲間と楽しい時間を過ごしたい。また、社会参加をしていきたい	日中に仲間と共に充実した活動が出来る。	療育活動を提供する。 日常生活に必要な食事、排泄、移動等の介助を行う。 入浴を行う。	生活介護A 生活介護B	月水金 火木 9:00～ 16:00
自宅で快適に入浴したい。	安全に快適に入浴できる。	身体介護 20時間 2人介助 更衣、洗体等入浴に必要な支援を行う。	ヘルプ事業所 〇〇	月・金 18:00 ～ 19:00
自宅以外の場所で泊まりたい。(本人) 家族の介護負担を軽減したい。(家族)	自宅以外の場所で安心・快適に宿泊することができる。	短期入所施設内で、食事、排泄、更衣、移動等の日常生活に必要な介助を行う。	短期入所施設 〇〇〇学園	月1回 金曜日～ 土曜日

生活介護B事業所 個別支援計画

利用者氏名〔 ○山 ○雄 殿〕

ニーズ	背景要因	支援目標	支援内容	担当者
仲間と楽しい時間を過ごしたい。 また、社会参加をしていきたい	学校を卒業して、社会人として仲間と共に活動や作業をする場を希望している。	仲間と楽しい時間を過ごし、社会参加をしていく	音楽活動や紙漉き活動をしていく。 地域に出での活動をする。	生活支援員、作業療法士、看護師
美味しく・安全に食事を摂りたい。	咀嚼機能が弱いので普通食は食べられない。	美味しく安全に食事を摂る。	食事を細刻みにする。 嚥下の状況に配慮し、一定のペースで食事の介助を行う。	生活支援員、看護師
安全に快適に入浴したい。	自宅の浴槽での入浴が家族の負担になっている。	週1回安全に快適に入浴する。	関節の可動範囲に配慮し、移動、洗体等を行う。	生活支援員、看護師

※社会福祉法人南高愛隣会（2013）「障がい者地域生活支援計画サポートブック」から引用

サービス等利用計画 （人生の設計図となるもの）
生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したものであり、障害福祉サービス等の必要性を見立てたもの
支給決定の根拠となる
本人はもとより、 <u>複数の事業者が同じ方向を向いて</u> 支援していくべき指針となるもの
【特徴】サービス等を「つなげる」「広げる」支援



個別支援計画 （夢や希望の道標となるもの）
必要なアセスメントをさらに深め、本人の願いをかなえるために、より具体的な支援内容を盛り込んだもの
サービス提供の根拠となる
個別支援計画は、 <u>事業所内の職員が本人と同じ方向を向いて</u> 支援していくべき指針となるもの
【特徴】サービス等を「深める」支援

生活介護事業所の利用に関して

- ・介護や常時の見守りなど、一定の支援が必要な障害者に日中活動を提供する施設です。
- ・生活介護は障害支援区分3以上（50歳以上の場合は 障害支援区分2以上）の方が対象となります。
- ・開所日は基本平日で土曜日にも月数回開所しているところもあります。お盆休みや年末年始の休みはありますが、学校に比較すると休みは多くないです。
- ・食事は給食の提供のところとお弁当を購入して二次調理をするところとあります。
- ・生活介護は送迎支援を行っています。個別送迎とバス送迎とあります。生活介護の通所時間は9時代から16時代のところが多く、10時までに自宅迎え、17時くらいまでに自宅送りする事業所が多いです。
- ・利用料は非課税世帯の場合は0円となりますが、食費等の実費がかかります。なお、食費は食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。
- ・本人のニーズに応じて複数の事業所を利用することも可能です。

20歳：経済的自立

障害基礎年金と特別障害者手当の申請

- 障害基礎年金の申請を行うため、年金申請の窓口に行き、書類を受け取る。
- 家族で今までの成育歴や最近の様子を書類に書き、精神科病院を受診。診断書を作成してもらう。
- 書類を提出して数か月後障害基礎年金1級の決定通知が届く。2か月に1回178,474円が通帳に入るようになる。
- 3年に1回、「診断書」欄を医師に記載してもらい、「障害状態確認届」を日本年金機構に提出する
- 併せて、特別障害者手当の申請も行う。

25歳：余暇を楽しむ ヘルパーを利用して、旅行に行く

- 卒業後、ヘルパーを利用して、月数回ショッピングセンターや映画に行く。また、同窓会にもヘルパーに付き添ってもらっていた。
- そして、25歳になり本人が以前から大好きだったディズニーランドに障害基礎年金のお金を積み立てヘルパー2人に付き添ってもらって、1泊2日に出かける。

30歳：自立に向けて
家族が病気になり、短期入所を 3 週間利用

- 家族が入院して手術をすることになり、普段から利用している短期入所事業所と新しい短期入所事業所と2か所を利用して4週間過ごすことになる。
- 今回のことを受けて家族が相談員に将来の生活に関して相談。本人が普段から利用している短期入所先の入所施設の利用を希望する。

35歳：家族からの自立 施設入所支援と成年後見制度を利用

- 家族が病気のため自宅での介護が困難な状況になる。自宅でのヘルプや短期入所を利用して、家族の介護負担を減らして自宅での生活の継続をしていた
- 利用希望を表明していた入所施設に空きが出て、声がかかる。本人も以前から短期入所で利用していた施設であり、入所施設の利用を決断。
- 入所施設の利用とともに、親亡き後の将来を見据えて成年後見制度の申し立てを行い、家族と社会福祉士が複数後見人として選任される。

生活介護事業所の役割と さくらハウスの紹介

○さまざまな働き方と「働く」ための支援

	一般雇用	一般求人枠(障がいの開示／非開示) 障がい者求人枠 一般企業 or 特例子会社
	請負	在宅就労

○福祉サービスのもとでの就労支援

	事業名	内 容 ・ 位置づけ
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、 <u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u> に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(利用期間:2年)
	就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であり、 <u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u> に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
	就労継続支援B型	<u>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者</u> に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
介護給付	生活介護	入浴、排泄、食事棟の介護、創作的活動、 <u>生産活動の機会の提供</u> 等を通じた身体機能または生産能力の向上
支援地域生活事業	地域活動支援センター	創作的活動または <u>生産活動の機会の提供</u> 、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与

生活介護事業所のタイプ

- ①中重度の知的障害の方がメインで、作業活動もしながら療育活動も展開しており、就労継続支援B型と多機能運営している事業所
- ②中重度の知的障害の方がメインで、作業活動と療育活動を展開している生活介護単独の事業所
- ③重度の知的障害や行動障害の方を中心に受け入れている生活介護の事業所
- ④重度重介護で重症心身障害の状態像の方を中心に受け入れている生活介護の事業所
- ⑤重介護の方を中心に受け入れている生活介護の事業所

大津市立やまびこ総合支援センター 知的障害児者地域生活支援センター



さくらはうす
(生活介護)

生活支援センター
(相談支援)

ひまわりはうす
(訪問型生活介護
・日中一時支援)

やまびこ園・やまびこ教室
(児童発達支援センター)
やまびこ相談支援事業所

委託

社会福祉法人びわこ学園

大津市が直営

さくらはうすの歩み



- 1994年 大津市重度障害者通所療育事業「すみれはうす」開所
- 2000年4月 「通所更生施設さくらはうす」と「重度障害者通所療育事業すみれはうす」として開設(定員 50名)
- 2003年4月 すみれはうすを統合して定員60名
- 2007年4月 「生活介護 さくらはうす」(障害者自立支援法に基づく)として開設
- 2017年 「知的障害児者地域生活支援センターを中心とした大津圏域における体制整備検討会」より、さくらはうすに関し2つの提言が出る
- 2023年 現在に至る

さくらはうすの歩み



利用者構成の変化

	定数	重症心身障害	知的障害
2000年	50	6割弱	3割強
2018年	60	3割	7割(強度行動障害 3割)
2022年	60	4割弱	6割強(強度行動障害 3割)



さくらはうすの現在



3階	Aブロック		Bブロック		
グループ名	たんぽぽ	すまいる	あんこ	そら	ほのぼの
人数	7名 男性3名 女性4名	8名 男性3名 女性5名	8名 男性4名 女性4名	7名 男性2名 女性5名	1名 女性1名
利用者像	重心・医ケア 重度知的 行動障害を呈 する方	重心(超・準)・ 医ケア(人工呼 吸器)	重心(準)・医ケ ア(人口呼吸器 以外)	重心・重度～ 中度知的	軽度知的 精神疾患等



さくらはうすの現在



4階	Aブロック			Bブロック	
グループ名	りゅうせい	にじ	てくてく	ちむちむ	だいち
人数	5名 男性4名 女性1名	4名 男性3名 女性1名	5名 男性3名 女性2名	5名 男性3名 女性2名	4名 男性1名 女性3名
利用者像	重度知的 自閉症 視覚障害1名	中度～重度知的 自閉症	重度知的 自閉症 聴覚障害1名	重度知的 自閉症	重度知的 自閉症 視覚障害1名
歩行可能・行動障害を呈する					

① 過ごしの充実

・活動...

3階

- ・音楽リズム
- ・ボーリング
- ・絵画
- ・紙芝居



4階

- ・紙すき
- ・畑
- ・音楽リズム
- ・織物
- ・リパック活動



②地域交流

- 外出（5月より実施）
- おまつりはうす



さくらはうすの現在

職員体制(2024年度 現在)



35	支援	23	正規	11
			嘱託・臨時	12
	看護	10	正規	3(兼務含む)
			嘱託・臨時	7

さくらはうすの現在 送迎



1. バス送迎

- ・バス停方式
- ・さくらはうす職員は、添乗業務



バス送迎



	3階		4階	
名称	1号車	2号車	3号車	4号車
エリア	堅田方面	南郷方面	仰木の里	瀬田
出発時間	7時35分	7時35分	7時35分	7時35分
乗車人数	7名(8名) 車椅子:5名	8名 車椅子:3名	8名	7名 車椅子:1名

さくらはうすの現在 送迎



2. 個別送迎

- ・自宅前まで送迎(ドアtoドア)
- ・医療ケア、障害特性、道路環境などで
バス乗車ができない方

個別送迎(3階)



名称	比叡平	石山	瀬田	木戸/際川/ 膳所	皇子が丘
エリア	比叡平・国分・ 堅田	大平・竜が丘・ 逢坂	一里山・大江	木戸・際川・ 膳所	皇子が丘・ 長等
出発時間	7時45分 7時30分	8時30分	8時05分	8時20分	8時30分
乗車人数	2～3名 車椅子:4名	3～4名 車椅子:2名	4名 車椅子:2名	1名 車椅子:1名	3名 車椅子:3名

個別送迎(4階)



名称	南郷/ガル	唐崎	平野
エリア	南郷・千町	滋賀里・皇子が丘	松本・竜が丘
出発時間	8時30分	8時30分	9時40分
乗車人数	3名+ α	4名	2名

障害特性に応じた支援の4つのポイント

①物

- ・ 刺激の量や質の環境調整、物理的にわかりやすい、感覚過敏さへの対応

②時間

- ・ 時間の流れがわかりやすい環境設定

③コミュニケーション

- ・ 視覚呈示、利用者独特の表現理解

④人

- ・ 利用者の特性を理解したうえで日常を観察分析できるキーパーソン

日常の中での障害特性に応じた支援

- 居場所を作る
- 見通しを持たせる
- 声かけは短く、同じ言い方で、ゆっくり、分かりやすく、具体的に。
- してはいけないことを伝えるだけでなく、何をしたらよいか伝える。
- 信頼関係を作る
- 実年齢に応じた接し方や対応
- 実際に体験してもらう
- 好きなものの提供と設定
- 身体発散

生活介護施設の役割

- 1. 日常生活の基盤を支える機能
 - ・ 日常生活を維持し安定を図る
 - ・ 見守り、相談援助、危機介入等
- 2. 地域での生活の質の向上のための機能
 - ・ 生活環境改善・維持
 - ・ 自分らしい生活スタイルを維持するための支援
- 3. 社会活動、自己実現のための活動参加への支援の機能
 - ・ 社会活動参加に関する情報収集、相談等
 - ・ ボランティアとの連携、関係作り
 - ・ 活動場面での付き添い支援等
- 4. 育成・訓練ニーズに対する支援の機能（開発的機能）
 - ・ 家族関係の調整、地域との関係作り
 - ・ 他の専門職、専門機関との連絡調整

生活介護施設の支援者の5つの役割

- 心にとどく支援

⇒肯定的であたたかい関心を寄せること。

- 見守る支援

⇒みずからが主体的にくりひろげる姿にあたたかく心を寄せながらも、指示を最小限にとどめ一人ひとりの成功のようすをとらえる

- 提案する支援

⇒選択肢を提案し、自己選択力や自己決定力を育み、自己指導能力を高めること、集団でも主体的に自発的に活躍できる

- 投げかける支援

⇒意図をもってことばかけをしたり、環境を構成したりして、活動に主体性と自発性をもたせ、活動する必然性を引き出す。動機が高まる工夫が大切。

- 関係づける支援

⇒利用者の生活を豊かにしていくために、支援者が意図的に、仲間どうしの関係や場の関係、遊びの関係等をつなぐ

サービス提供事業所の責務

- 総合支援法第42条

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

- 1 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害者等の意思決定の支援に配慮する**とともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、**常に障害者等の立場に立って**効果的に行うように努めなければならない。
- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

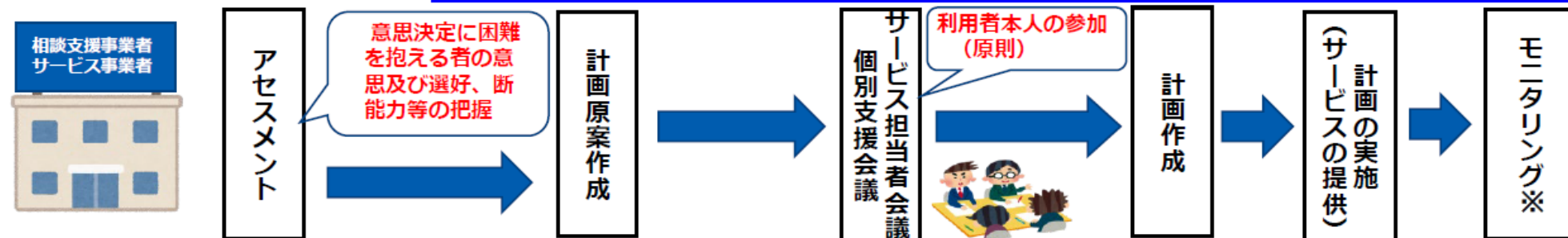
- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 19

重度障害の方の意思決定で大切なこと

- どんな重い障害のある人にも、その人なりの意思はあります。かすかに表現された意思を周囲がどうくみ取り、それに応えるかが問われます。
- 文字が分かる人、カード・絵・写真の方が理解しやすい人、実物を見て理解する人など、その人の理解力や理解の仕方に応じて情報提供することが大切です。本人が分かる形で情報提供しながら当事者が決定できるよう支援していきます。
- 体験の機会等を提供し、本人の意思形成支援や意思確認をが大切です、
- また、本人の価値観や意志や選好、心理的状况に関して、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握することも大切になります。
- 併せて、良く知る関係者が関連情報を複合的視点で評価することが求められます。

大津市における重度の方の通所先 と暮らす先の整備の経過

大津市内の2000年以降の生活介護整備と進路先の確保の検討

- 2000年 大津市立やまびこ総合支援センターにて知的障害者通所更生施設「さくらはうす」、知的障害者デイサービス「ひまわりはうす」開所。
- 2001年 社会就労センターあおぞら
北部地域の様々な障害種別の方が利用することとなる。行政へのいくつかの要望を出すことで、養護学校卒業生のうち、一部、重心の方の受け入れをしていく。
- 2005年 「さくらはうす」が過密状態となり、坂本の重心通園「すみれはうす・さかもと」を同じ場所で再開。
- 2005年 「ぽかぽか」（ノエル福祉会）開所。
- 2008年 「すみれはうす・さかもと」が移転・新築。生活介護事業所「坂本デイケアセンターすみれ」開所。
- 2009年 生活介護事業所「伊香立の杜」 木輝 開所。

・ 2011年：大津市北部での通所施設の整備に向けた動き

- ・ 北大津養護学校PTA主催で進路を考えるシンポジウムを2011年に開催。大津市北部で日中支援を提供している事業所の代表等が学校に集まり、卒業生の進路について話し合う。
- ・ 北部地域の障害福祉の拡充を検討するために自立支援協議会の中に北部ネットワーク協議会を設立。
- ・ 大津市北部の課題整理と新たな資源の創出に関する協議を平成24年2月から定期的に行うことになった。そこで重度知的障害の方の進路先の確保の検討を集中して行い、大津市北部に生活介護施設を整備することを提言することになった。

・北部ネットワーク協議会での提言

- ・ 大津市北部ネットワーク協議会としては生活介護事業所の設置に関して以下の提言を行う。
- ・ ①対象者
 - ・ 主に坂本～北小松のエリア在住の重度知的障害のある方を対象。
 - ・ 重度重複障害のある方はしが夢翔会が開所予定の和邇の生活介護で対応する。また、
 - ・ マンツーマン対応が必要な強度行動障害を呈する方に関してはステップ広場ガルと伊香立の杜を中心に対応する
- ・ ②設置場所
 - ・ 設置場所としては和邇周辺で検討。
 - ・ 建物は新築または木戸支所等公共施設で空いているところを改修利用して、行動
 - ・ 害を呈する方も安心して過ごせる環境づくりを目指す。
- ・ →2014年に和邇の里が大津市北部に開所。

大津市内の2012年以降の生活介護整備と進路先の確保の検討

- 2013年 生活介護事業所「デイセンター楓」開所。
- 2013年 ステップ広場ガルの生活介護分場として「いちばん星」開始
- 2015年 生活介護事業所「いちばん星」開所。
- 2016年大津市の障害福祉サービスでの大きな課題の一つとして卒業後の利用想定者に対して生活介護の事業所が足りない状況となっていた。今後6年間で北大津養護と草津養護学校を合わせて100人の生活介護の利用が見込まれていたが、大津市内の生活介護の多くはすでに定員がいっぱいの状態であった。

・ 2016年：市長 を入れたシンポ ジウムの開催

- ・ 当事者（本人及び家族）と行政と事業所とで生活介護の現状と課題の共通認識を図り、整備に向けた行政の後押しを得るためのシンポジウムの開催を検討。
- ・ 自立支援協議会、北大津養護PTA、草津養護PTA、支える人の会と四団体主催で計画。
- ・ 2016年7月1日に明日都浜大津4階ホールにて「みんなでつくる 誰もが暮らせる大津」～障害のある子どもの未来を越市長と語るシンポジウム～を開催。





- ・生活介護の整備が進む

- ・シンポジウムを開催した結果、市内の社会福祉法人が生活介護の整備をすることを決め、2021年3月に開所しました。

大津市内の2017年以降の生活介護整備状況

- 2017年
 - 生活介護事業所「すまいる」（オールスマイル株式会社）
 - 生活介護事業所「office-cosiki」（特定非営利活動法人B R A H a r t）、
「愛育苑」移転
- 2020年
 - 共生シンフォニーが大津市南部で重心の生活介護「ふぁんてんぼ」開所
 - 生活介護施設「ILガーデン」（IL逢坂）開所。
- 2023年
 - 「住倉大津作業所」（社会福祉法人三穂の園）
 - 生活介護事業所「ユイネス」（特定非営利活動法人未来）
 - 「リハビリデイサービスオアシス」
 - 「りんごの作業所」

～ 大津市の「生活介護」の状況と課題 ～

●大津市の生活介護事業所は・・・30か所 (2024年9月1日時点)

新規事業所の参入もあり、生活介護は増えており、定員の空いている事業所もある。

但し、行動障害等でスペースや人員面で個別配慮が必要な人に対応できる生活介護は現状少ない。

●大津市で生活介護の支給決定は681人、そのうち重度障害者支援体制加算対象者：266人 (2024年4月1日時点)

●行動点数10点～17点421名（うち者365名, 児56名）18点以上102名（うち者93名, 児9名）

●生活介護に通所しているが希望日数通えない人や通えなくなり在宅になっている方もいる。

～ 大津市の「住まい」の状況 ～

大津市は
どうなっているか

●入所機能を有する住まいの場の数は・・・

全国平均から換算：大津市では540床程度  **全国平均の10%未満**
現状：ステップ広場ガルのみ51床

ちなみに滋賀県の入所施設数（床数）は 全国平均のおよそ65.0%

→明らかに住まいの場が不足している

→ある意味では、短気入所（SS）も含めた地域支援サービスにより

既に一定の地域移行が進んでいる状態（**これ以上の急激な地域移行は困難**）

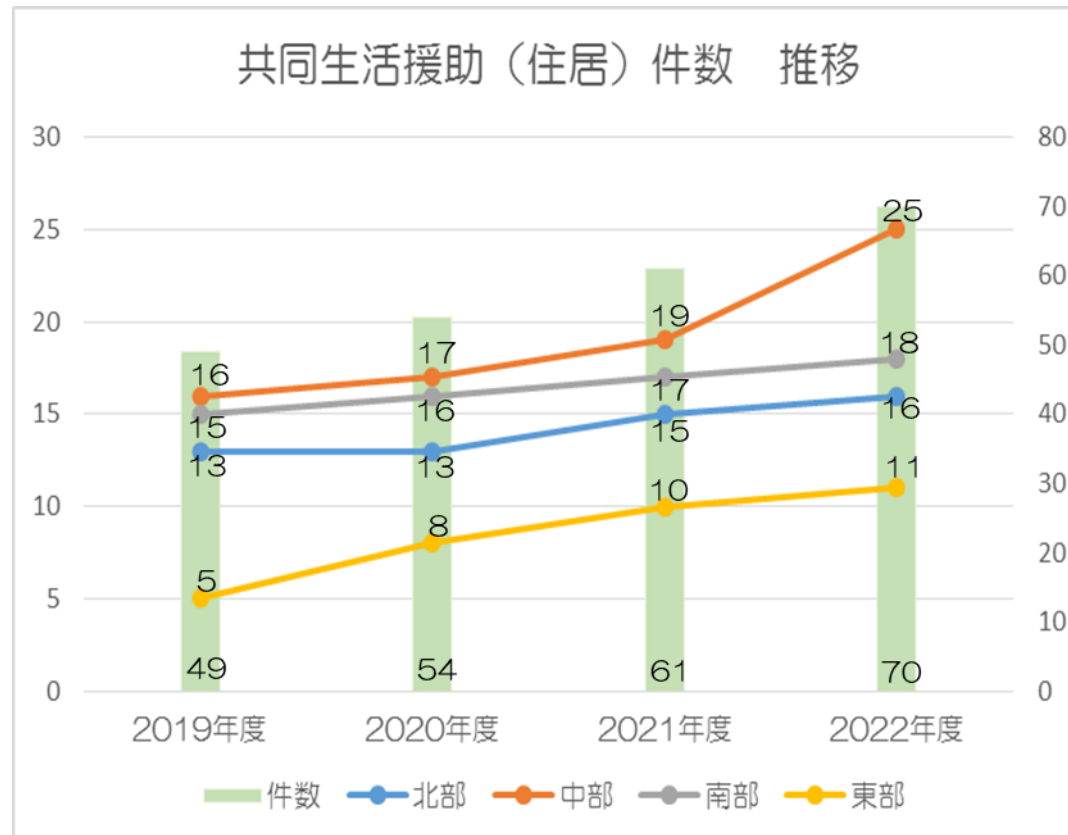
●大津市のグループホームは・・・378床（2023年2月時点）

株式会社等の参入もあり、地域の住宅を活用したホームは増えている。

但し、中軽度の知的障害対象がほとんどで、重度障害者対応のホームは少ない。

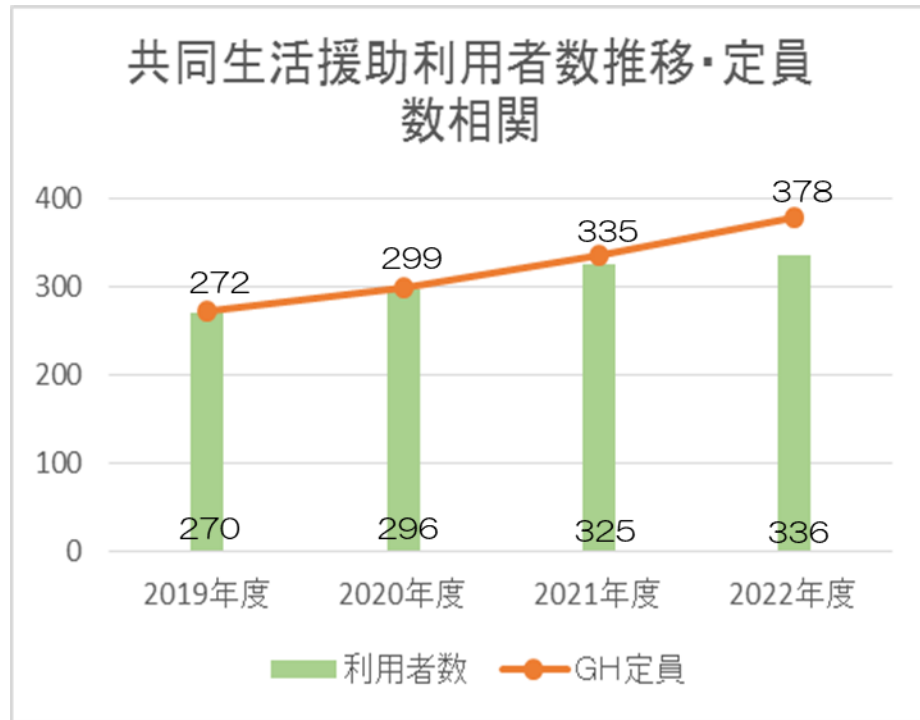
→重度障害者対応グループホームの新規参入は増えない

大津市共同生活援助件数推移



年度	北部	中部	南部	東部	合計 件数
2019 年度	13	16	15	5	49
2020 年度	13	17	16	8	54
2021 年度	15	19	17	10	61
2022 年度	16	25	18	11	70

大津市共同生活援助利用者数推移



年度	利用者数	G H 定員
2019年度	270	272
2020年度	296	299
2021年度	325	335
2022年度	336	378

重度障害者の住まいの場の整備の経過

- ・ 1997年 知的障害者の生活施設「ステップ広場ガル」（しが夢翔会）が開所。
「大津にみんなで障害者の生活施設をつくる会」の運動の成果
～ この運動は後の「伊香立の杜」建設まで続く ～
- ・ 2008年 重症心身障害対応ホーム「ケアホーム大平」（びわこ学園）開所。
- ・ 2010年 「伊香立の杜ケアホーム」（おおつ福祉会 定員30人）開所。
- ・ 2011年 「ケアホーム大平」が移転して「ケアホームともる」（定員10人）として開所。
- ・ 2018年 「山百合ホーム」（おおつ福祉会 定員9人）
- ・ 2019年 「ぽのハウス」（障害児協会、定員7人）
- ・ 2020年 「グループホームにじいろ」（ノエル福祉会、定員5人）開所。
- ・ 2023年 「グループホームひまわり」（すまいる 定員14人）
- ・ 2023年 「ラシエル南志賀」（ラシエル 定員20人）
- ・ 2023年 「住倉大津」（住倉 定員20人）
- ・ 2024年 「Stars大津今堅田」（定員20人）
- ・ 2024年 「G-square」（しが夢症会 定員）

住まいの場の取りまとめについて

- 2010年に自立支援協議会内に設置された部会です。大津市内の施設入所支援及びグループホームの利用を希望する人のニーズ把握と公平な入居調整を行うことを目的に設置

＊大津市内の施設やホームを利用するときの流れ

- ①大津市内のホームの利用を希望する場合は、一度相談支援事業所に相談していただき、ホーム利用に関する希望の聞き取りをさせていただきます。
 - ②聞き取った内容は大津市内の相談支援事業所等が定期的に集まり開催している住まいの場のとりまとめ会にに上げます。とりまとめ会で希望者リストを作成して、大津市内の各ホームを運営している法人に提示して、ホームに空きが出た時に受け入れの検討を行います。
- 令和6年9月 1 日現在で151人の希望者が台帳に登録。行動点数10点以上が74人、重症心身障害及び医療的ケアの方が20人。

ニュース

障害者が安心して暮らせるまち 大津でシンポ、課題共有



シンポジウムで、障害のある長男の介護について話す中西さん（大津市・大津市民会館）

障害者の住まいの支援を考えるシンポジウム「みんなでつくる 誰もが暮らせる大津」が10日、大津市の大津市民会館で開かれた。

生活に支援が必要な障害者で住居の見つからない人は同市で100人以上いるといい、暮らす場の整備をどのような形で進めていくかを、障害者の自立支援にかかわる関係者や保護者、障害者も参加し考えた。

シンポジウムには約190人が参加。午前中は、木津川市を拠点に京都府南部で障害者のグループホームを運営する「京都ライフサポート協会」の樋口幸雄理事長が、取り組んでいる重

い行動障害のある人への生活支援について紹介した。

午後からは、大津市内の障害のある子を抱える保護者や障害者が死後、てんかんの後遺症がある長男（43）を自宅で介護している中西千恵子さん（71）は、夫が風呂で介護中、転倒する息子を支えきれずけがをするなど、家庭での生活を紹介。将来に向け「ぜひ大津に安心して暮らせる場をつくってほしい」と訴えた。

このあと市内で障害者のグループホームを運営する法人が課題を報告。障害が重度だったり、行動障害のある利用者の生活を地域で支えるには、医療機関や相談支援機関との連携拠点となる多機能なケアホームが必要、と課題を共有した。

[2017年07月10日 22時50分]

Copyright (c) 1996-2017 The Kyoto Shimbun Co., Ltd. All rights reserved.

各ページの記事・写真は転用を禁じます。著作権は京都新聞社ならびに一部共同通信社に帰属します

[ネットワーク上の著作権について](#) [新聞・通信社が発信する情報をご利用の留意点](#) (日本新聞協会)

[電子メディアおよび印刷物事業における個人情報の取り扱いについて](#)

【大津市障害者自立支援協議会】

○住まいの場のこれから検討会

・2015年から検討会の実施

 ・2017年大津市へ提言書作成
 （具体的な住まいの場の提案など含め資源整備に向けて）

○多機能拠点プロジェクト会議

・2019年から地域生活支援拠点の会議として継続議論

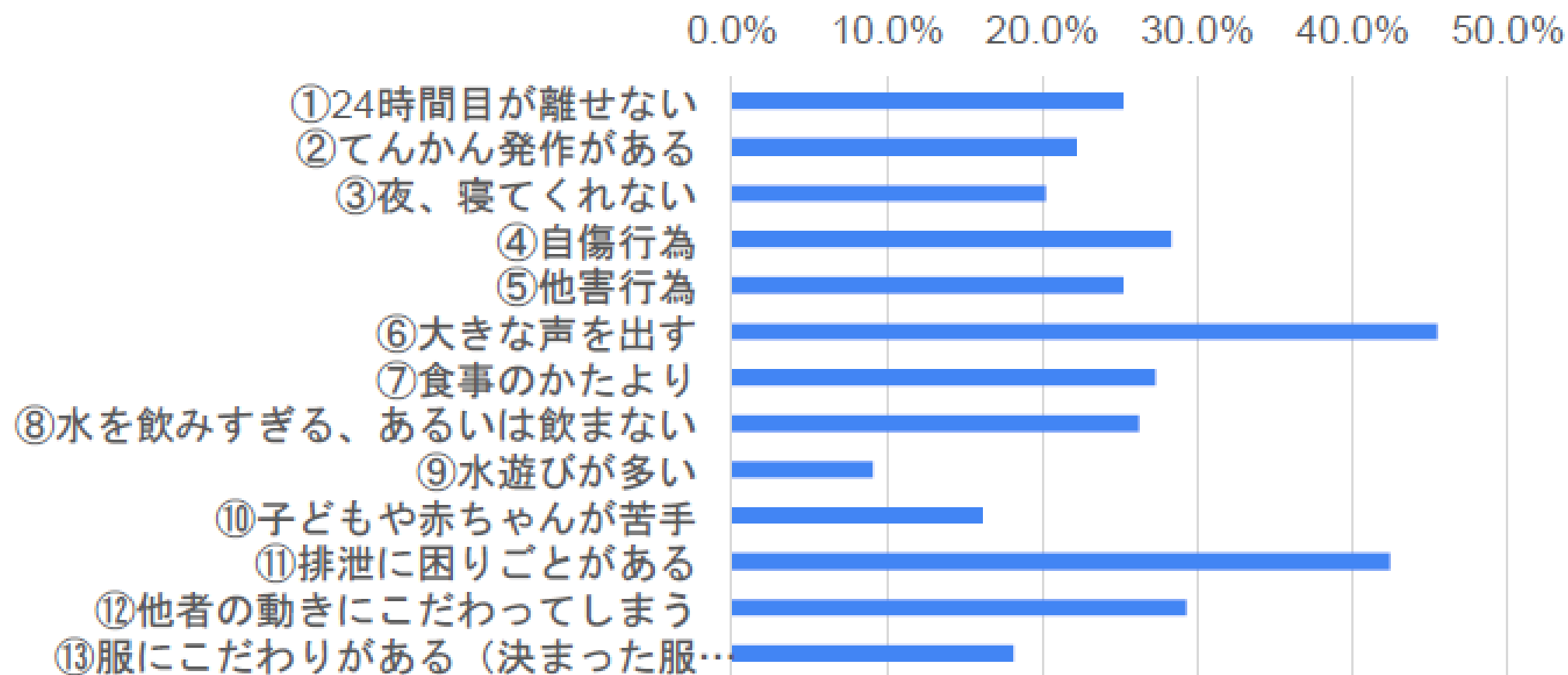
・2020年～21年には生活介護の利用者さんを対象に住まい等に関するアンケート調査を実施。

改めて、地域における住まいの場の不足状況や切実な課題が明確になる

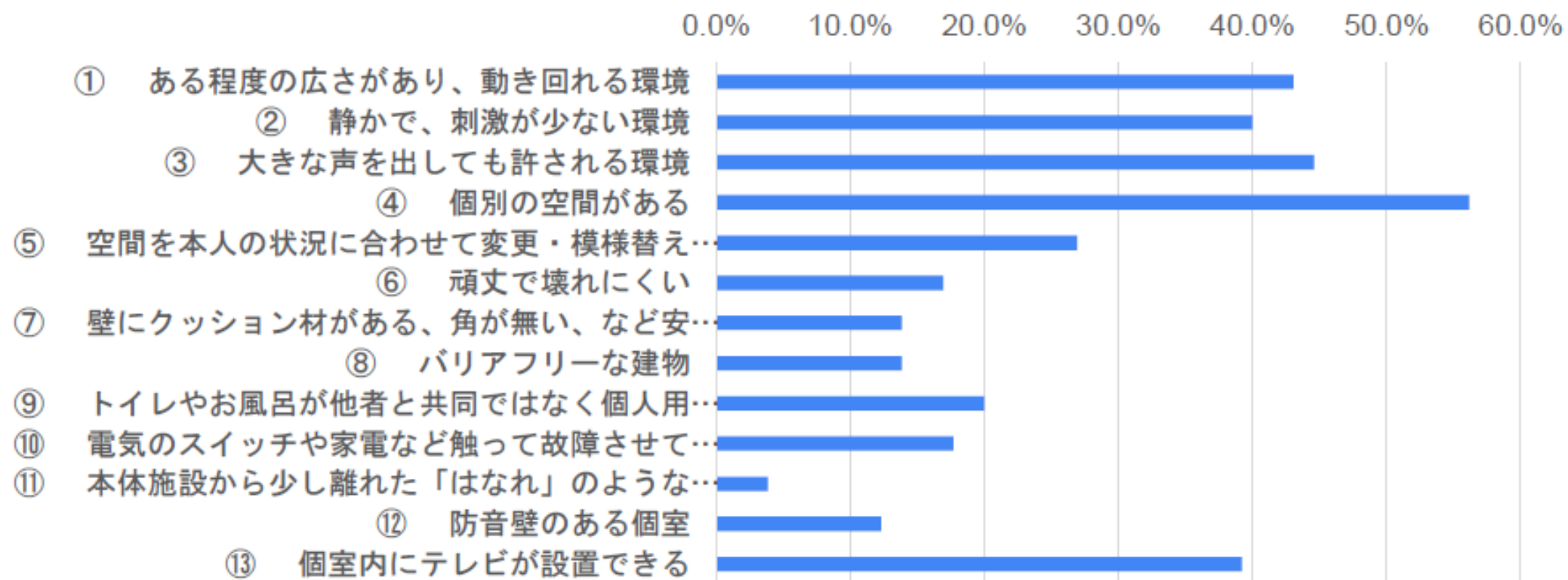
多機能地域生活支援拠点プロジェクト アンケート

- <アンケートの概要>
- 実施主体：大津市障害者自立支援協議会
- 目的：障害の重い人の生活を支える地域生活支援拠点 GH 併設）を作るため
- 対象：大津市在住で区分 5、6 の療育手帳のみを持っている、18 歳以上の方
- 実施期間：2021 年 3 月 1 日～19 日
- 実施方法：通所施設から対象者に配布および、WEB アンケート
- 回答者数：104 件（配布数 134 件）回収率 78

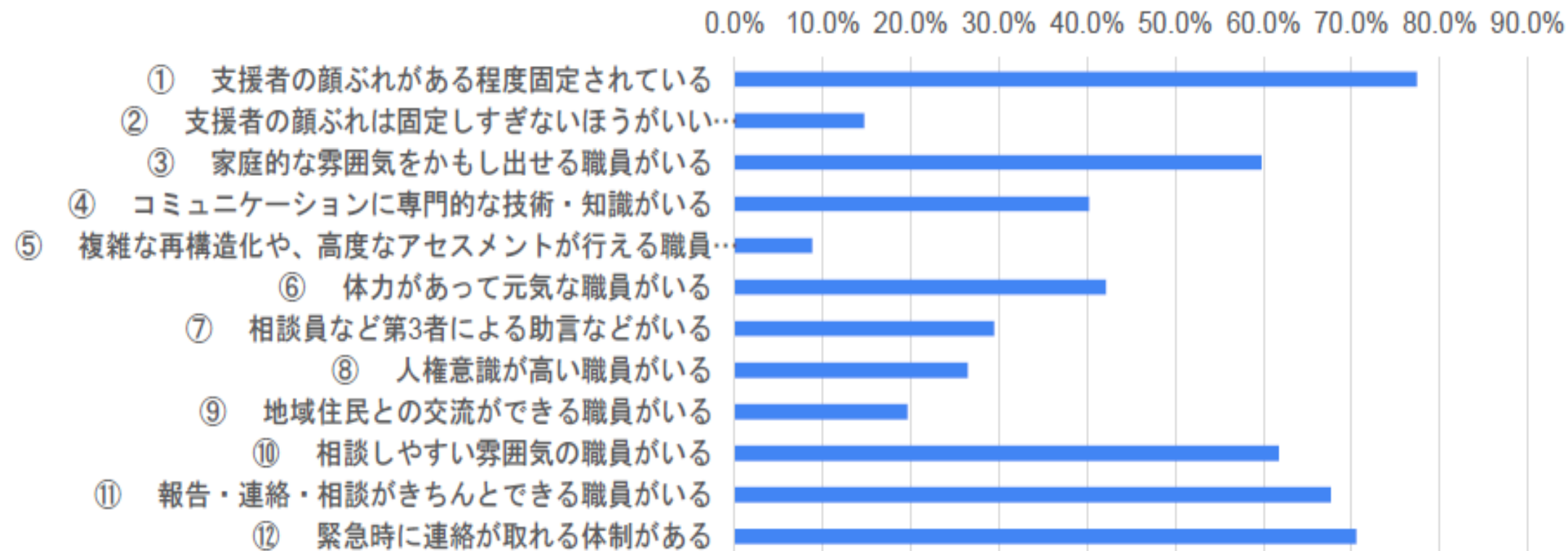
4, いま、どんなことで困っていますか？



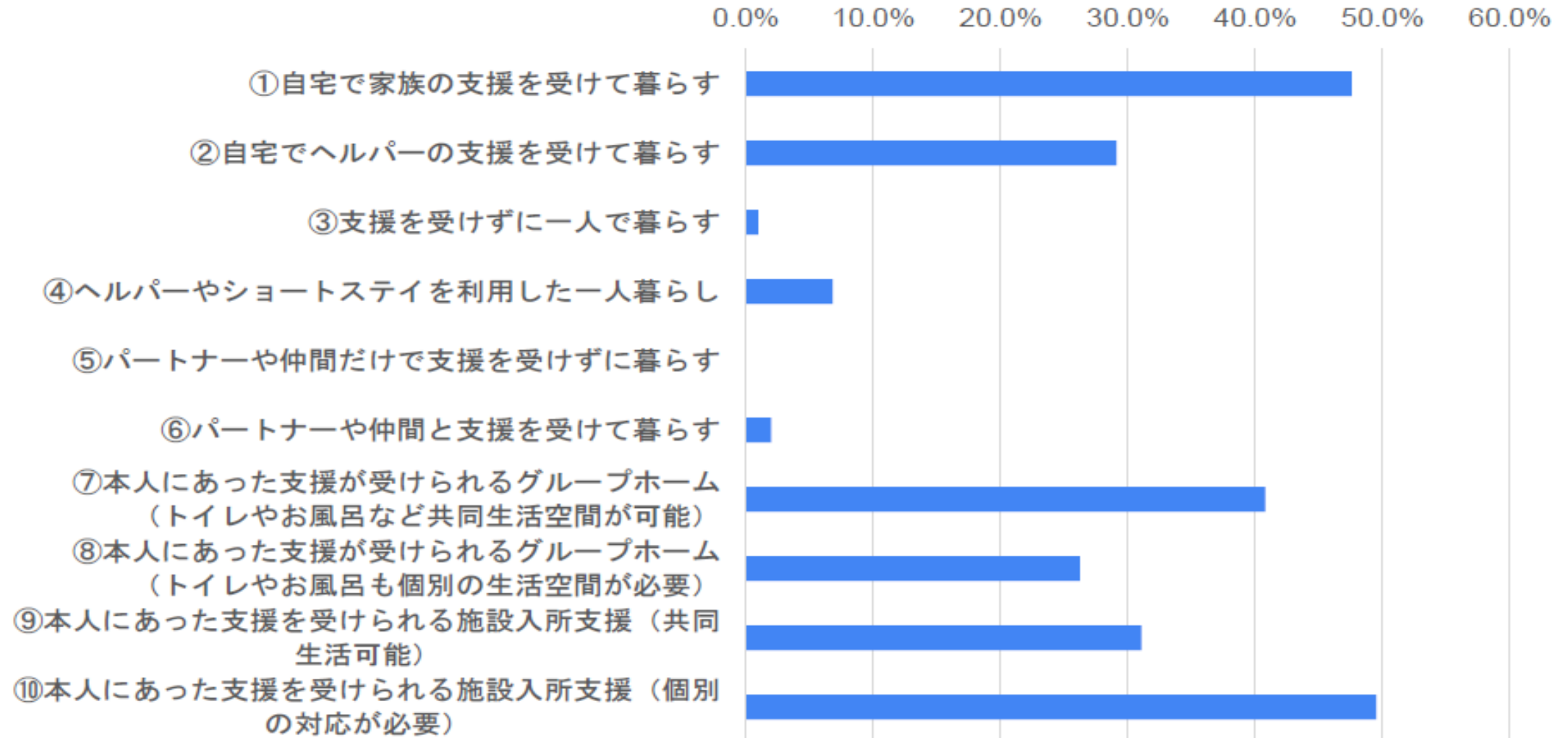
生活空間



必要な支援者



ご本人の暮らしの場で大切にしたいこと



おおつ障害者プラン2021年～2023年

グループホーム見込み量確保の方策

- 障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。
- 行動障害を有する人や重症心身障害を有する人など、特に障害が重度の方の住まいの整備を進めます。

民間障害者施設の整備の補助【新規】

◆事業の背景や目的

本市に不足する重度の障害がある人を対象としたグループホームの整備に当たり、社会福祉法人しが夢翔会が計画するグループホームの創設に対し、市の単独補助を実施するもの。

◆事業の内容

同法人が運営している障害者支援施設「ステップ広場ガル」の隣接地に創設する、強度行動障害のある方を対象としたグループホームに対し、従来の国庫補助金を活用した補助（国2/3・市1/3）に加えて、法人自己資金を除く補助対象事業費の全額を市単独で補助し、本市に不足している重度障害者の住まいの場の基盤整備を図るもの。

◆事業経費、対象者等

経費：2億8,629万円

（国庫補助事業における市負担分を含めると、総額3億4,605万円になります。）

スケジュール：令和6年4月 開設予定





7 その他の主な事業

① 大津市民間障害者社会福祉施設等整備事業補助

新規

障害福祉課
528-2696

背景・目的

本市に不足する重度障害者等を対象とした社会資源の整備を進めるため、社会福祉法人おおつ福祉会が計画するグループホーム及び短期入所の増築に対し、市の単独補助を実施する。



事業の内容

同法人が運営しているグループホーム「伊香立の杜(もり)」の敷地内に増築する、強度行動障害のある方を対象としたグループホーム及び短期入所に対し、従来の国庫補助金を活用した補助(国2/3・市1/3)に加えて、法人自己資金を除く補助対象事業費の全額を市単独で補助し、重度障害者等の住まいの場の基盤整備を図る。

事業経費等

- ▶ 予算額 : 87,705千円
 - ▶ 内訳
 - ・国庫補助金(国2/3) 41,069千円
 - ・国庫補助金(市1/3) 20,535千円
 - ・市単独補助金 26,101千円
- } 市の実質負担総額 46,636千円
- ▶ 開設(予定) : 令和7年4月